

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 2月 6日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：9件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（B）用圧カスイッチの計装配管接続部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	2号機	プロセス計算機に管理用端末装置（2）が故障したことを示すエラーメッセージが表示され、当該端末装置が一時的に通信不能状態になり、自動で復帰する事象が発生したため、当該計算機を点検・修理	D	
3	2号機	プロセス計算機に炉心監視システム用周辺機器の異常（軽故障）を示す警報が発生したため、当該周辺機器を点検・修理	D	
4	3号機	中央操作室内制御盤（9-3）の入口扉に動作不良（開閉困難）が認められたため、当該扉を点検・修理	D	
5	3号機	非常用ディーゼル発電機用補機冷却海水系配管の地下立坑の貫通部（地上側）に発錆が認められたため、当該部を点検・手入れ	対象外	
6	6号機	所内用空気圧縮機（B）用第2段出口圧力検出配管（銅製）が、圧力計と検出元弁の間で破断したため、当該配管を修理	C	
7	6号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（A）の油冷却器保守用ホイスットの点検において、フックの巻上・巻下装置に動作不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
8	6号機	取水設備スクリーン洗浄装置用洗浄水ポンプ廻り（北側・南側）の取水口蓋の押え金具が一部外れているため、当該部を点検・修理	D	
9	6号機	タービン建屋2階換気空調系冷却装置（1D・2D）用電源開閉器内のしゃ断器（計2台）に操作不能が認められたため、当該しゃ断器を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで